

勝連城跡周辺整備事業 募集要項等に関する質疑・意見回答

① 番号	② 質問タイトル	③ 資料名	④ 頁数	⑤ 行数	⑥ 項目	⑦ 質問	回答
1	設計業務にあたる者 (文化観光施設(物販・飲食施設)事業及び勝連城跡公園事業)	募集要項	15	18	第2_1_(3)_ア	業務をJV形式で複数社にて共同で実施する場合、JV毎に協定書を締結し提出することが必要になりますか？ コンソーシアムに加盟せず、構成員や協力企業から業務委託で業務を受ける場合は、特に入札参加資格は取得する必要はない、という理解で間違いありませんか。(また、JVで協力企業になる場合、新たに入札参加資格を取得する必要はありますでしょうか。)	本事業における各業務を複数者のJVで担当する場合、当該業務に係るJV協定書は、市に提出する必要はありません。代表企業、構成員、協力企業以外の企業は、参加資格要件を満たす必要はありません(協力企業は、参加資格要件を満たす必要があります)。
2	維持管理業務にあたる者(勝連城跡事業、文化観光施設事業及び勝連城跡公園事業)	募集要項	16	15	第2_1_(3)_エ	2013年(平成25年)4月1日以降に、公共施設の運営業務実績(指定管理者等)を有していること。とありますが、うるま市に本社所在地を置く新設法人で運営業務を行いたい場合、入札前に登記する必要はなく、優先交渉者に選定されてから会社設立しても問題ない、という理解で間違いありませんか。(うるま市参加資格を有すれば良いの認識で間違いありませんか)	維持管理運営業務にあたる者(勝連城跡事業、文化観光施設事業及び勝連城跡公園事業)の参加資格要件では、(イ)・(ウ)の通り実績要件を設けているため、応募の段階では(ア)～(ウ)を満たす事業者の体制構築が必要です。 優先交渉権者に選定された後に維持管理運営業務にあたる者が本市に本社所在地を置く新法人を設立する場合は、新法人が応募段階における維持管理運営業務にあたる者の有する人員・ノウハウ等を継承し、要求水準書や提案書類等に記載の内容を十分に遂行できること等が確認できることを前提に、本市との協議により新会社の設立の可否を判断することになります。
3	運営業務にあたる者 (文化観光施設事業及び勝連城跡公園事業)	募集要項	16	26	第2_1_(3)_オ	運営業務にあたる者は、構成員とし、...とありますが、構成員は他の業務(維持管理業務等)を担っても良いのでしょうか	ご認識の通りです。
4	SPCの設立に関する事項	募集要項	18	24	第2_3_ア	登記簿謄本上の本社所在地を市内とするとありますが、本社所在地はあまわりパークの所在地と同じでも良いのでしょうか	可能です。
5	参加資格に関する事項	募集要項	21	5	第3_2	別添資料2「様式集」に示すとおりとする。とありますが、入札参加資格の手続きに関する資料はいつ公表されますでしょうか？	別添資料2「様式集」は公表済みですので、ご確認ください。参加資格を有していない場合の手続きに関する資料は、別添資料2「様式集」のp3に記載の通り、希望者に電子データをメールにより配布いたします。
6	参加表明書等	様式集	2	22	第2_2	参加表明書等の添付資料(印鑑証明書・納税証明書・商業登記簿謄本等)について、1つの企業が複数の業務に当たる場合は1部でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
7	提出方法	様式集	3	2	第2_2_(1)	「以下の提出先に郵送すること。」とありますが、募集要項の記載通り持参又は郵送でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。